

議案第33号

令和8年度に愛媛県県立高等学校及び愛媛県県立中等教育
学校後期課程において使用する教科書を別添目録のとおり採
択するものとする。

令和7年8月14日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡 哲也

議案説明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定により、令和8年度に愛媛県県立高等学校及び愛媛県県立中等教育学校後期課程において使用する教科書を採択しようとするものである。

地方教育行政の組織及び運営に
関する法律
(抜粋)

昭和三十一年六月三十日

法律第百六十二号

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。